

いずみ訪問看護ステーションの ご利用料金・ご利用方法について

【ご利用料金について】

●介護保険内の場合

訪問看護料金表【介護保険】（平成28年4月現在）

◆保健単位と基本療養費◆ 1単位 = 11.12円

	単位数	自己負担	
訪問看護Ⅰ1(20分未満)	310単位	345円	1回の訪問につき
訪問看護Ⅰ2(30分未満)	463単位	515円	1回の訪問につき
訪問看護Ⅰ3 (30分以上60分未満)	814単位	906円	1回の訪問につき
訪問看護Ⅰ4 (60分以上90分未満)	1,117単位	1,243円	1回の訪問につき
サービス提供体制強化加算	6単位	7円	1回の訪問につき

◆症状によって下記の料金が加算されます

特別管理加算Ⅰ	500単位	601円	1ヶ月につき
特別管理加算Ⅱ	250単位	278円	1ヶ月につき
緊急時訪問看護加算	540単位	601円	1ヶ月につき
ターミナルケア療養費	2000単位	2,224円	1回
退院時共同指導加算	600単位	668円	初回訪問時
初回加算	300単位	334円	初回訪問時

◆保健適用外料金

死後の処置		10,700円	自費
-------	--	---------	----

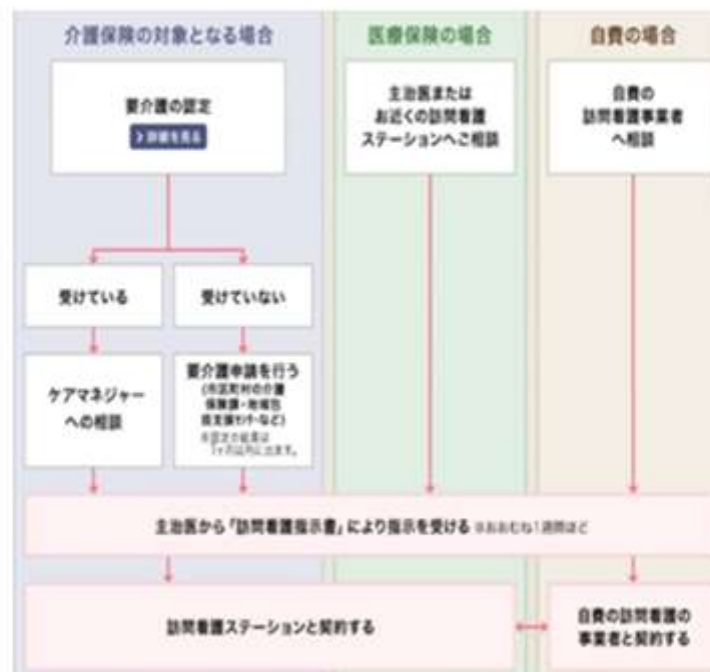
●介護保険外の場合

(実費) 60分/5000円～ (サービス内容による)

※ご質問等はお遠慮なくお問い合わせ下さい。 TEL: 0725-92-6222

【ご利用の流れ】

保険制度によって、訪問看護サービス開始までの流れが異なります。



介護保険サービスを利用しようとする場合には、予め介護保険の申請手続きを行い、「要介護認定」を受ける必要があります。通常は申請から1ヶ月以内に認定結果が通知されます。

入院していた患者様がご自宅に戻った後、介護保険サービスは事前の申請がないと利用できないことに初めて気がついてあわてる事がありますので、早い段階からの病院の「ソーシャルワーカー」やお近くの「ケアマネージャー」などに介護保険についてご相談する事をおすすめします。医療保険が使える方や実費の訪問看護を利用する場合は、まずは最初に主治医やいずみ訪問看護ステーションのような事業所にご相談下さい。

また、訪問看護を利用する際は保険制度の違いに関わらず、必ず主治医から訪問看護事業所宛の「訪問看護指示書」を発行していただく必要があります。

※ご質問等のご遠慮なくお問い合わせ下さい。TEL：0725-92-6222